

交野市見守りおむつ定期便事業委託事業者候補選定に関する 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、交野市（以下、「本市」という。）が実施する見守りおむつ定期便事業を委託する事業者を選定するため、提案事業者が仕様書等を理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、企画提案を実施するために必要な事項を定めたものである。

1. 業務目的

虐待等による死亡リスクが最も高い0歳児の家庭に対して毎月、定期的に関わりを持ち、不安や悩みを聴きながら見守りを行う。あわせて物価高騰等の社会状況における子育て世帯への経済的支援として、満1歳まで月に1回の宅配によるおむつ等の支給を行う。配達員が、配達ごとに不安や心配ごとがないかなど声を掛け、見守るとともに、児の健やかな成長に役立つ様々な情報をお届けすることにより、児の健やかな育ちを支援し、子育ての不安解消を図り、孤立・虐待の防止や早期発見につなげる。

2. 業務の内容

- (1) 業務名 交野市見守りおむつ定期便事業委託業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「交野市見守りおむつ定期便事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 委託料の上限 57,502,000円（消費税及び地方消費税を含む）

各年度の上限	令和7年度	13,334,000円
	令和8年度	22,084,000円
	令和9年度	22,084,000円

※上記金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、支給品費として別紙「交野市見守りおむつ定期便事業業務委託仕様書」に記載の単価×配布個数を含めた金額である。

3. 受託事業者候補選定方法

公募型プロポーザル方式により、交野市見守りおむつ定期便事業委託事業者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、委託する事業者候補を選定する。

4. 参加資格

本業務について行う公募型プロポーザル方式に係る手続きに参加できる者は、次のいずれにも該当しないものとする。なお、共同体（コンソーシアム）での参加については、構成する全ての事業者が、参加資格を満たす場合は参加可能とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者
- (4) 本市の指名停止処分を受けている者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はその構成員の統制下にある者

5. 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認の日から優先交渉権者決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

6. 選定のスケジュール

本企画提案にかかるスケジュールは以下のとおりとする。なお、現場説明会は実施しない。

項目	日程
(1) 実施要領の公告	令和6年10月24日(木)
(2) 参加表明書の受付期間	令和6年10月24日(木) から 令和6年11月5日(火) 17時まで
(3) 質問書の受付期間	令和6年10月24日(木) から 令和6年10月31日(木) 17時まで
(4) 質問書に対する回答	令和6年11月6日(水) 17時まで
(5) 企画提案書等提出期間	令和6年11月6日(水) から 令和6年11月29日(金) 17時まで
(6) 選定委員会（プレゼンテーション）	令和6年12月18日（別途通知します）
(7) 最終結果通知	令和6年12月18日以降(予定)

7. プロポーザル参加手続き等

(1) 提出書類等

プロポーザルに参加する者は、次の（ア）～（ケ）を提出するものとする。

（業務の一部を再委託する場合は、（エ）を提出すること。共同体（コンソーシアム）での参加の場合は（オ）を提出すること。）

なお、（カ）～（ケ）については、事業者の判別ができるような記載、表現、資料の添付は一切しないこと。判別できる場合は失格となる場合もあるので十分確認のうえ提出すること。

記号	提出書類	様式	留意事項	提出部数等	
(ア)	参加表明書	様式第1号	正本1部のみ提案者の代表者印を押印し、残りは複写可能とする。	2部 正1部 副1部	
(イ)	参加申込書	様式第2号	※共同体(コンソーシアム)での参加の場合、代表する事業者は、最大の出資比率を占める者であること。		
(ウ)	会社概要書	様式第3号	会社概要を記載すること。		
(エ)	協力事業者一覧表	様式第4号	業務履行にあたり、業務の一部の再委託を見込む場合、必要事項を記載すること。		
(オ)	コンソーシアム構成書	様式第5号	共同体(コンソーシアム)での参加の場合、必要事項を記載すること。		
(カ)	業務実績調査書	様式第6号	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで他自治体等において同様の分野の業務を請け負った実績を記載すること。 ・契約自治体名は、都道府県名及び市区町村名を記入し、委託期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間を記載すること。 	11部	※(カ)～(ケ)については、遠し番号を付番し、ファイル等で製本すること。
(キ)	企画提案書	様式第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・「交野市見守りおむつ定期便事業業務委託仕様書」に基づき本業務に対する具体的な取り組み方法について、要点を押さえ分かりやすく的確に記載すること。 ・委託事業者候補の選定に係る審査を円滑に行う観点から、本実施要領8.(3)に記載のある審査項目の内容に沿って記載を行うこと。 ・1事業者からの提案は、1提案とすること。 	正1部 副10部	

(ク)	見積書及び内訳書	任意様式	子育て用品の調達に係る経費(対象商品1回あたり乳児1人につき1,500円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以内とする。)は、仕様書に示す延べ宅配予定件数により、算出するとともに、他の経費(乳幼児見守り・子育てサポート情報提供等業務含む。)の詳細な内訳を各年度ごとに明記すること。なお、上記以外の経費に加えて独自の業務提案をする場合は、その経費及び内訳も掲載すること。		
(ケ)	実施体制調書	様式第8号	・本業務の実施の取り組み体制及び特徴を記入すること。 ・それぞれの担当者の担当分野や業務内で担うべき役割を明記すること。		

(2) 提出期間

① (1) に掲げる提出書類のうち、(ア)

令和6年10月24日(木)～11月5日(火)17時(必着)

② (1) に掲げる提出書類のうち、(イ)～(ケ)

令和6年11月6日(水)～11月29日(金)17時(必着)

(3) 提出方法及び提出先

① 提出方法

上記「(1) 提出書類等」を「(2) 提出期間」の各期限を厳守し、「11. 問合せ先・提出先」に記載されている提出先へ持参又は郵送(書留郵便)すること。

※期限までに提出されなかった場合は、参加する意思がないものとして辞退したものとみなす。なお、辞退をした場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

② 受付時間

9時30分から17時(交野市役所の閉庁日を除く)

※持参される場合は、事前に電話又は電子メールで来庁日時を知らせること。

(4) 質問書の提出

① 提出方法及び提出期間

令和6年10月24日(木)～令和6年10月31日(木)17時までに、所定の様式「質問書(様式第9号)」を用いて、「11. 問合せ先・提出先」に記載の担当宛てに電子メールで提出すること。この場合、当該電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問(交野市見守りおむつ定期便事業)」とすること。

② 質問についての回答

提出された質問に対する回答は、事業者名を非公開とし、令和6年11月6日(水)17時までに市ホームページにて公開する。

(5) 提案辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を、「11. 問合せ先・提出先」に記載の担当宛に持参又は郵送で提出すること。

8. 委託事業者候補の選定

委託事業者候補の選定は、参加者によるプレゼンテーションを実施し、「交野市見守りおむつ定期便事業委託事業者候補選定プロポーザル審査要項」に基づき、選定委員会の審査により決定する。

(1) 選定委員会の開催日

令和6年12月18日の開催に合わせ、本業務の応募者に電子メールで通知する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、当該審査を行った事業者に対し、参加申込書に記載された担当者の電子メールアドレス及び住所宛に通知する。審査結果についての異議申し立ては、できないものとする。また、選定結果については、市ホームページにて公表する。

(3) 審査項目と配点

	審査項目	審査の視点	配点
事業者評価	業務実績	業務実績調書（様式第6号） ・子育て用品宅配及び見守り・子育てサポート情報提供等業務又は当該業務に類似した業務実績（宅配、子育て用品の仕入・販売、こども食堂や保育事業等の子育てに関する事業の実施など）はあるか ・配達業務に伴う人身・物損事故の件数と再発防止策	5
運営体制	実施体制 企画提案	企画提案書（様式第7号） 実施体制調書（様式第8号） ・配達だけでなく、見守りを行う人員体制となっているか ・配達員（見守り支援員）をサポートできる体制となっているか ・配達員（見守り支援員）の知識やスキルの均一化や向上にむけた効果的な取り組みが提案されているか	10
		・個人情報の保護管理体制は適切か	5

企画提案	受付体制	・各種問い合わせや商品・配達日時の変更等の受付方法は適切か ・受付時間や土日対応、商品を変更したい場合の締め切りの設定など保護者の利便性に配慮しているか	10
	業務案内チラシ及びカタログ作成	・事業案内チラシ、カタログのイメージは、利用者がわかりやすく見やすいものであるか	5
	子育て用品	・子育てに必要な商品を幅広く提案されているか、同じ種類の商品は複数のメーカーを提案されているか、サイズなどの品揃えは十分か	10
	配達・見守り業務	・配達日の連絡方法や不在時の対応は適切か、土日や夜間の配達など就労世帯等への配慮はあるか	10
		・対象者のニーズや気持ちに寄り添い、気軽に相談できる関係性の構築につながる提案となっているか。子育て情報の提供に関する具体的な内容案はあるか	5
		・見守り結果に関して、記録等を整備し、市への報告・共有について具体的な内容が提案されているか	10
	見積金額	・見積もり金額は、適正に算定されているか	10
	スケジュール	・全体のスケジュールと個々の業務スケジュールの整合性はとれているか ・業務の質や安全性も十分配慮されているか	10
プレゼンテーション	・業務内容を理解し、提案内容は具体的なものとなっているか。提案内容を明確かつ簡潔に表現し、業務に対する意欲が感じられるか	10	

9. 契約

- (1) 優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書をふまえ、速やかに本市と協議する。
- (2) 協議が整った場合、見積書の金額の範囲内で、本市と随意契約により委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わないときは、次点の交渉権者と協議を行う。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する各資料と併せて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と提案者との協議により、項目の追加、変更又は削除若しくは金額等の変更を行うことがある。
- (4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合は、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

10. その他

- (1) 提出書類に関しては、追加・変更は認めない。ただし、市が求めた場合は、この限りでない。
- (2) 参加事業者から提出された企画提案書等は、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 参加事業者から提出された企画提案書等について公開請求があった場合は、交野市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。
 - ①提出書類が提出期限後に到着した場合
 - ②必要な書類が揃っていない場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）
 - ③提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④見積書が委託費上限額を超える場合
 - ⑤見積書と内訳書の金額が一致しない場合
 - ⑥この要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ⑦提出書類の記載内容に齟齬があった場合
 - ⑧談合その他不正行為があった場合
- (5) 応募に際して要した費用は、参加事業者の負担とする。
- (6) 本業務の受託事業者は、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。ただし、正当な理由により業務の一部（主要部分を除く。）を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務及び再委託先等を本市に書面で提出し、承認を受けることとし、その最終的な責任を受託事業者が負うものとする。
- (7) 優先交渉権通知後において、参加資格を満たさなくなったときは、交渉権が取り消されることがある。その場合は、次点者を候補者とする。

11. 問合せ先・提出先

交野市健やか部こども家庭室母子保健係 担当 西元・堀江

（交野市立保健福祉総合センター 2階）

〒576-0034

大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号

電話：072-893-6405（直通）

メールアドレス：kodomokatei@city.katano.osaka.jp